

センターの歩み

1 組織の変遷

昭和26年7月、衛生部の3課に属していた各試験室を統合し、大分県衛生研究所が設置された。当時の組織は所長及び職員計14人で、庁舎は旧県庁舎内にあった。独立した庁舎が大分市寿町に完成したのは、昭和28年8月であった。

昭和29年10月、庶務係及び試験検査係の2係制となった。

発足当時の業務は、化学では食品、飲料水及び医薬品の検査、細菌では赤痢、結核、性病、飲料水、食品等の検査であり、特に赤痢菌の検査等では防疫業務が主体であった。

昭和33年4月、係が廃止され、化学試験課及び細菌検査課の2課制となった。

昭和38年9月、^{かい}廨に昇格し、次長（技術）が任命された。

昭和41年4月、庶務課、化学試験課及び細菌検査課の3課制となり、職員数も15人となった。

昭和45年4月、年々増大する行政需要に対応するため、化学3人・細菌2人を増員し、庶務課、化学試験部及び細菌検査部の2部1課制となり、職員数も21人となった。また、7月には、大分市大字曲芳河原団地に衛生研究所庁舎が完成し、移転した。

昭和46年5月、化学試験関係業務の中で、公害関係の業務が測定地点や検査項目数の増加でこれ以上どうにもならない状況となり、水質汚濁、大気汚染関係業務を化学試験部から分離し、公害検査部が設置された。3部1課制となり、職員数も25人となった。

この年、県庁に公害局が新設されるとともに、増加が予想される公害事象に対処して各試験研究機関が有機的な連携を図り、迅速に調査分析を行うため、同局内に大分県公害センターの機構が設置された。公害センターは、所長、次長並びに管理部、第一研究部、第二研究部、第三研究部、第四研究部及び保健部の6部とされ、各研究部及び保健部はそれぞれ、衛生研究所、工業試験場、農業技術センター、水産試験場・浅海漁業試験場・内水面漁業試験場及び公害局の長や職員で構成し、所長以下全員が兼務という体制であった。

昭和48年3月、大分市大字曲芳河原団地に環境研究棟が完成した。

昭和48年4月、県庁の機構改革に伴い、従来の厚生部と公害局を併合して環境保健部が新設され、広く環境行政に対応する機構に改組された。これに伴い、衛生研究所と公害センターとが統合されて大分県公害衛生センターが発足した。

公害衛生センターの機構は、所長並びに管理部（管理課7人）、化学部（10人）、細菌部（8人）、大気部（9人）、水質部（11人）、保健調査部（1人、兼務）、鉱工業公害研究部（1人、兼務）、農業公害研究部（1人、兼務）、林業公害研究部（1人、兼務）及び水産業公害研究部（1人、兼務）の10部1課制であり、職員数計51人（事務4、技術44、技能・業務2、嘱託1）という体制となった。

昭和52年4月、細菌部が微生物部に改称された。職員数計53人（事務4、技術44、技能・業務2、嘱託3）となった。

昭和57年4月、微生物部、大気部及び水質部の3部に副部長を置いた。

昭和62年5月、組織改正により化学部に理化学科と食品衛生科、微生物部に細菌科とウイルス科、大気部に大気科と情報調査科、水質部に水質科と環境生物科を新設し、10部1課8科制となった。

平成3年5月、名称が衛生環境研究センターに改められ、組織改正により兼務5部及び科制が廃止され、管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部、水質部の5部2課制となった。

平成12年3月、特定化学物質分析棟が完成し、担当職員3名体制でダイオキシン類の分析業務を開始した。

平成12年4月、組織改正により管理情報部が管理部となり、企画情報課が廃止され、新たに企画・特定化学物質部を設け6部1課制となった。職員数計46人（事務5、技術36、技能・業務3、嘱託2）となった。

平成14年4月、組織改正により管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、同年3月に芳河原から移転した。

平成16年4月、組織改正により企画・特定化学物質部の兼務職員の配置が廃止された。

平成17年4月、「大分県行財政改革プラン」(平成16年3月策定)に基づき、業務と人員の見直しが行われ、所長、次長(事務1)のほか、管理部(6人)、企画・特定化学物質部(5人)、化学部(7人)、微生物部(8人)、大気部(5人)、水質部(7人)の職員数40人(定数は39人)体制となった。

平成18年4月、組織改正により部制が廃止されるとともに、管理部と企画・特定化学物質部の企画部門が統合され企画・管理担当(7人)に、企画・特定化学物質部の特定化学物質部門と大気部が統合され大気・特定化学物質担当(7人)に、その他の部がそれぞれ化学担当(7人)、微生物担当(8人)及び水質担当(7人)の5担当制で所長、次長(事務、技術各1)以下、職員数39人(定数は38人)体制となった。

平成19年5月、「大分県行財政改革プラン」に基づき、業務と人員の見直しが行われ、人員配置が所長、次長(事務、技術各1)のほか、企画・管理担当(7人)、化学担当(6人)、微生物担当(7人)、大気・特定化学物質担当(6人)及び水質担当(6人)の職員定数35人体制となった。

平成20年4月、「大分県行財政改革プラン」に基づき、人員配置が所長、次長(事務)のほか、企画・管理担当(6人)、化学担当(6人)、微生物担当(7人)、大気・特定化学物質担当(6人)及び水質担当(6人)の職員定数33人体制となった。

平成21年4月、「大分県行財政改革プラン」に基づき、人員配置が所長、次長(事務、技術各1)のほか、企画・管理担当(8人)、化学担当(5人)、微生物担当(7人)、大気・特定化学物質担当(6人)及び水質担当(6人)の職員数35人(定数は31人)体制となった。

平成23年5月、業務と人員の見直しが行われ、人員配置が所長、次長(事務)のほか、企画・管理担当(4人)、化学担当(6人)、微生物担当(7人)、大気・特定化学物質担当(6人)及び水質担当(6人)の職員数31人(定数は30人)体制となった。

平成24年4月、人員の見直しが行われ、人員配置が所長、次長(事務、技術各1名)のほか、企画・管理担当(3人)、化学担当(4人)、微生物担当(7人)、大気・特定化学物質担当(6人)及び水質担当(6人)の職員数29人(定数は30人)体制となった。

2 主な業務の推移

(1) 昭和20年代

昭和26年7月の大分県衛生研究所発足当時の業務は、化学関係では食品、飲料水及び医薬品の検査、微生物関係では赤痢、結核、性病、飲料水、食品等の検査であり、特に赤痢菌の検査等では防疫業務が主体であった。

終戦後は、社会、経済情勢が混沌たる状態にあり、国民生活は衣食住の欠乏、失業、インフレ等困難を極めていた。これに加え、衛生状態の悪化、医薬品や医療施設の不足等でさまざまな伝染病が蔓延していた。玖珠郡(昭和26年)や姫島村(昭和27年)等で赤痢の集団発生が相次ぐなど細菌性赤痢をはじめ、腸チフス、パラチフス、日本脳炎等が流行し、これらの防疫対策が公衆衛生上、緊急を要する重要課題であった。また、この時期には食料不足に乗じて有害、悪質な商品が横行し、それらによる食中毒が多発した。このため、昭和22年に「食品衛生法」が、翌23年には、「予防接種法」が制定され、食中毒や感染症の予防に著しい効果を上げることとなった。

当研究所が発足したのは、ようやく戦後の混乱に沈静化の兆しが現われ、県民の衛生事情が好転し、衛生行政、公衆衛生面で向上が見られるようになった時期であった。しかし、依然として、公衆衛生は満足すべき水準ではなく、法定伝染病の病原菌検査が業務の多くを占めていた。

また、朝鮮戦争当時の米軍の麻薬覚醒剤事件(昭和27年)、日田、玖珠大水害の防疫対策、輸入ビルマ米からのイスラミア黄変米菌の検出(昭和28年)、終戦時別府湾に投棄した毒ガス弾の引き上げ除去における水質調査、ビキニ環礁の水爆実験による魚の放射能問題(昭和29年)等があり、当研究所はこれらの検査に迅速に対応し、公衆衛生の向上に大いに寄与した。

(2) 昭和30年代

昭和30年代に入ると、わが国は高度経済成長を迎え、人口の大都市集中、産業の発展、生活水準の高度化等が進んだ。しかし、その反面、大気汚染や水質汚濁等の公害問題やサリドマイド事件等の医薬品の副作

用問題、さらに、ドライミルク砒素事件（昭和30年）等の食品添加物の安全性の問題等が相次いだ。

このため、これらに関連する検査業務の需要の増大に伴って、当研究所の業務も増加の一途をたどることとなった。

当時、殺虫剤のBHC、DDT、パラチオン等の健康影響が問題になっており、日本で唯一の製造工場が鶴崎にあった関係で、農薬パラチオンについて、その分解過程、紫外線、アルカリの影響等について研究を行った（昭和30年）。

ウイルス学の発展に伴い、ウイルス検査を開始し（昭和32年）、日本脳炎（補体結合反応）、インフルエンザ（赤血球凝集抑制反応）の血清反応、鶏卵培養法によるインフルエンザウイルスの分離に成功した。世界的に流行した「アジアかぜ」にも対応でき、その後は県下のウイルスセンター的使命を果たすこととなった。

本県は日本一の温泉県であり、当時、県内には温泉研究の専門機関として、京都大学地球物理学研究所と九州大学温泉治療学研究所があったが、当研究所も昭和31年から温泉分析を開始した。温泉分析体制の確立により、湯布院町の「国民保養温泉地」の指定申請（昭和34年）に必要な温泉分析書の作成を一手に引き受ける等の成果を上げた。

ドライミルク砒素事件を契機に、昭和34年に「食品、添加物等の規格基準」が作成され、乳酸菌飲料が飛躍的な売れゆきを示し、乳製品の検査需要が増加した。また、加工食品や特殊栄養食品など新しいタイプの食品の増加に伴って、食品の保存料、添加物が全国的に問題となり、さらに、病原性好塩菌（後に腸炎ビブリオ）が食中毒原因菌のひとつに加えられるなど食品の検査需要も増大した。

昭和35年北海道でポリオ（小児麻痺）が大流行した後、九州に侵入し、厚生省はポリオを伝染病予防法に組入れ、ソ連製生ワクチンを緊急輸入したが、本県でも当研究所がワクチン受入れ機関となった（昭和36年）。

昭和35年以後、コレラが東南アジアから朝鮮半島まで侵入したが、国を挙げてコレラ対策に取り組んだ結果、「水際作戦」で本土に上陸することなしに終結した（昭和37年）。

大分・鶴崎臨海工業地帯の造成に伴う小中島川埋立て計画が実施段階に入り、小中島川埋立ての地下水への影響調査で、数次にわたって井水の調査をしたが、塩分の増加が顕著なため、水道水を引き込むことで解決した（昭和38年）。

昭和30年代後半は、工業開発の先進地では、既に大気汚染による気管支喘息やその他の気道性疾患等の健康被害が発生し、社会的関心が高まったときであったため、大分地域の工業開発と公害問題は、県民の強い関心の的となった。

本県でも「新産業都市」の指定、大分・鶴崎臨海工業地帯の土地造成、工場誘致の本格化により、将来、大気汚染が問題になるということで大分県医師会の要望もあり、昭和39年1月から、自主研究として、大分、鶴崎地区の大気汚染測定（毎月、12定点の二酸化鉛法による亜硫酸ガス測定と4定点の降下ばいじん測定）を開始した。この他、公害対策事業として別府湾事前調査、火力発電に伴う事前調査等大規模な業務が目白押しとなった（昭和39年）。

これらの調査は、その後、県下各地に拡大され、特に自動測定器の未設置地域の環境監視データとして活用された。

(3) 昭和40年代

昭和40年代に入ってもなお高度経済成長は続き、昭和43年には、ついに国民総生産（GNP）が自由主義世界で第2位となった。

拡大を続ける経済は、大都市への人口集中を招き、過密化による都市問題や生活環境の悪化をもたらした。また、既に大きな社会問題となっていた公害は、昭和40年代に入ると光化学スモッグ被害の発生等さらに深刻なものとなり、産業廃棄物の問題等も加わって環境破壊が進行し、大きな問題となった。このため、昭和42年に「公害対策基本法」が制定され、公害関係の法律が整備されるようになった。さらに、カネミ油症事件を引き起こした原因物質であるポリ塩化ビフェニール（PCB）のように食品だけでなく、土壌や水等環境中や各種の生物体に残留する環境汚染物質の問題も生じた。

一方、この年代は、生活水準や公衆衛生水準の向上等と相俟って、結核をはじめ伝染病の発生や流行が著しく減少し、それに代わってガンや心臓病等の成人病が重視されるようになった。健康食品ブームの先駆けともいべき食品も登場したが、不信感を抱く消費者も多く、検査需要も増加した。

この他、スモン患者の発生が昭和44年にピークになるなど、医薬品の副作用による被害が多発したため、医薬品の安全性のみならず有効性についても見直しが要求されるようになった。

このような状況の中で、当研究所においても試験検査や実態調査及び調査研究に積極的に取り組んできた。

即ち、**衛生関係**では、全国に先駆けて輝かしい業績を挙げることができた「日本脳炎流行予測事業」や、別府の食中毒から分離した腸炎ビブリオ菌の標準株No.49、50としての登録（昭和40年）、第21回国民体育大会（春・夏）開催時における赤痢及び食中毒対策、戦後2番目の日本脳炎大流行への対応、「厚生省伝染病流行予測事業（ポリオ）」（昭和41年）、化学性食中毒多発への対応（昭和42年）、「渡り鳥による日本脳炎ウイルスの国内持込みの可能性についての調査」（昭和43年）、香港かぜ（H3N2タイプインフルエンザ）大流行への対応（昭和43年）、人口甘味剤（チクロ、発癌性）の検査、厚生省委託による尿及び米等のカドミウム分析（昭和44年）、風疹の流行予測（県単独事業）の開始、「しいたけ」の分析（昭和45年）、有機塩素系の農薬残留汚染調査（昭和46年）、井戸水の飲料水質検査急増への対応、食品の抗生物質残留検査、猿の腸内病原菌検査、寄生虫卵の検索（昭和47年）などの実績を数多く残している。

また、**公害関係**では、厚生省と合同での工業開発に伴う公害の未然防止のための大気汚染事前調査（昭和40年、昭和42年）、奥嶽川のカドミウム汚染調査、清川村住民の第1回住民健康調査、地熱発電の排水中の砒素調査（昭和44年）、北九州のライスオイル事件に端を発したPCB汚染調査における大分川河口のうなぎからの高濃度のPCB検出（昭和46年）、休廃止鉱山の排水影響調査（昭和47年）など行政の需要に応じて試験検査等に追まわられる状況であった。

昭和48年4月の大分県公害衛生センター発足当時には、**化学関係**では、化学工場火災事故時の魚介類中の農薬・重金属流出調査、地熱発電所排水による魚介類中の砒素汚染調査、製紙工場周辺の魚介類中のPCB汚染調査、さらに製錬所周辺の重金属調査や住民健康調査（昭和48年）等、次々と顕在化する公害事象に追われる多忙な毎日であった。また、同年度は食品衛生対策強化の一つとして食品衛生監視機動班が設置された年でもあり、検体搬入体制が確立されたことに伴い、年間食品収去計画に基づいて食品添加物、残留農薬等の試験検査を実施することになった。

微生物関係では、当時最も精力的に取り組んでいたのは日本脳炎の調査研究であった。厚生省の流行予測事業はもとより、国立予防衛生研究所と共同で行った水の子灯台での渡り鳥調査（昭和43～49年）、ウイルスの越冬に関する研究、中でもコウモリの調査では、日本脳炎ウイルス類似の新ウイルス“横瀬ウイルス”の発見に繋がった（昭和48年）。

大気関係では、昭和48年大気汚染監視テレメータ装置を県庁から移設するとともに、測定局の増設を行い、光化学オキシダント等の常時監視を開始した。

当時は、既に大気関係の法律や条例が整備されて、「規制」「監視」という枠組みが確立されてきたため、大気部の業務は、公害対策基本法に基づく環境基準の維持達成を目標に進められていた。

水質関係では、当センター発足当初は、佐伯湾の汚濁問題、化学工場火災事故時の農薬・重金属流出調査、製紙工場周辺のPCB調査（昭和48年）、乙津川の水銀汚染調査、中小企業の排水基準違反の続発（昭和49年）等の公害事象や公共用水域の水質監視など山積する行政需要に対応することで、手いっぱいであった。

そういう中であって、大分県地先海域の水質特性に関する調査研究や化学工場の排水の河川水、河川底質に与える影響の調査研究など地域に根ざした地道な研究にも取り組みを始めた。

また、この頃から行政では、次々に公共用水域の類型指定を行ったため、公共用水域の検査検体が飛躍的に増加する等試験検査業務が多忙をきわめ、毎年分析検体の積残しが出るほどであった。

昭和48年10月に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、国は汚濁の進んだ閉鎖性海域の水質改善に本格的に取り組むこととなった。県でもCODの削減計画、栄養塩の削減計画を策定し、当センターでもこれらの計画の達成のため、多くの調査を実施し、いろいろな知見を得て、行政施策に反映させることができた。

このように、昭和40年代は、当センターの業務が量的質的に膨大化、複雑・高度化の一途をたどり、そ

れに伴って、組織・機能の拡大、強化が図られた時代であった。

(4) 昭和50年代

わが国の経済は、昭和50年代に入り、安定成長に移行した。

一時激しかった公害問題がようやく落ち着きを取戻し、それに変わり、人口の高齢化、国際化、情報化が進展を見せた時代である。

先ず、人口の高齢化の進行、成人病の増加等疾病構造の変化や国民生活水準の向上等による健康指向の高まり、食品添加物・農薬・医薬品に対する不信感や不安感が加わり、いわゆる健康食品ブームが出現した。また、国民の生活水準の向上に伴い、海外旅行者が年々増加し、コレラをはじめ海外からの伝染病の持込みが問題となってきた。国際交流の活性化に伴い、海外からの研修委託もあり、国際協力事業団（JICA）等の委託による外国人研修生を積極的に受入れ始めた。

昭和51年には「地方衛生研究所設置要綱」の改正があり、地方衛生研究所の業務に「公衆衛生情報の収集、解析、提供」が加えられた。また、医薬品の国際化、バイオテクノロジーによる新医薬品の開発等により、医薬品の有効性、安全性の確保が強く要求されるようになった。昭和51年から行政指導によるGMP（医薬品の製造及び品質管理に関する基準）の導入が図られていたが、昭和54年に、薬事法の改正によりGMPが正式に導入され、その後、医薬品の安全性試験実施に関する基準等が制定された。

その他、この時代には、細菌性食中毒に関してカンピロバクター、ビブリオ等新たにいくつかの病原菌が広く食中毒の原因として認識されるようになった。さらに、水道水のトリハロメタン、自動車排出ガス、建築物内アスベスト等の環境問題も発生した。

これらに対応して、この時代の当センターの業務も、一層複雑、高度な内容となり、質的にも変化していった。

即ち、**化学関係**では、50年から57年まで計4回に亘り新産都二期計画に伴う背後地住民の疫学調査（食品、血液、尿中の重金属）を行った。

昭和56年には水道水のトリハロメタンの制御目標が定められ、昭和57年には、九州大学温泉治療学研究所から九州大学生体防御医学研究所への組織改正に伴い、温泉分析ができるのは県下では当センターのみとなり、業務も増加した。

昭和58年には国からフグ肝禁止の通達があり、調理による除毒試験を試みた。以後、「フグ毒に関する調査研究」として研究を開始した。また、貝毒による事故が他県で起こり、漁政課からの委託事業として貝毒モニタリングが始まった。

昭和59年には、水道水のトリクロロエチレン等の暫定基準が適用されることとなった。

微生物関係では、昭和50年～51年には、風疹の全国的な大流行があり、一般依頼件数が年間2,300件にも及んだ。幸いにして昭和52年の秋から風疹ワクチンの接種が開始され、特に妊婦に対する感染の恐れも解消されていった。また、日田郡と宇佐市で腸チフスの保菌者が発見された。

昭和56年7月には、感染症サーベイランスが厚生省事業として始まり、発足当初はウイルスの検査体制が整っておらず、苦勞をしたが、徐々に整備されて、現在ではほとんどの対象疾病について対応できるようになった。流行パターン、病原体の種類及び型別の結果も累積され、疫学調査の貴重なデータが得られている。

昭和50年代半ばより、主に関東以北で発生が見られていた新型つつが虫病が九州地方、特に鹿児島、宮崎両県で多発するようになった。当センターにおいても昭和57年からつつが虫の分布調査、野ねずみの抗体分布調査、リケッチアの分離、つつが虫の血清学的診断等を手掛けた。

昭和50年代の後半には、成人T細胞白血病ウイルス（ATLV）のキャリアーが九州と四国南岸に多いことが明らかにされてきた。昭和58年～62年の間、県下のATLV抗体保有率を調査した結果では、地域差はあるが、平均5.4%の抗体陽性者を確認した。

その他、稀な食中毒では、昭和59年の熊本産「からし蓮根」によるボツリヌス食中毒事件があった。当県でも6名の患者があり、食品の残品からA型毒素とボツリヌス菌を、患者血清からA型毒素を検出した。

大気関係では、環境監視テレメータや測定局が逐次整備され、52年には主要企業8社を対象に発生源テレ

メータが導入され、環境濃度と企業からの汚染物質の排出量がリアルタイムで把握できる体制が整った。

このような体制の整備や、公害防止に対する企業の認識等により、本県では、多くの企業が立地地あるいは増設されたにもかかわらず、大気環境は悪化することなく、ほぼ良好な状態が維持されている。

しかし、50年代の後半になると、産業構造の変化に伴って、IC産業を中心とした先端技術産業が成長し、法律等の規制対象になっていない有害物質等の問題が顕在化してくるとともに、従来の公害の概念を越えた地球規模の環境破壊が問題視されるようになってきた。この間、昭和57年には、新日鐵背後地粉じん調査を行った。

水質関係では、昭和50年に旅館業等排水実態調査を行い、昭和51年には産業廃棄物有害物質調査を行った。この頃には水域の類型設定がほぼ終わり、公共用水域の検査が定常的・計画的になり、一時の繁忙からわずかに開放され、環境影響の調査に力を注ぐことができるようになった。

昭和52年には赤潮頻発による調査を行っており、また、工場等の大規模発生源による汚濁は沈静化してきたが、反面、都市内を流れる河川の生活雑排水によると思われる汚濁が表面化してきた。

各般にわたる水質保全施策の実施に努力した結果、昭和54年ごろを境に河川も海域もその水質は徐々に改善の動きを見せはじめた。

なお、別府湾等において赤潮が度々発生することに鑑み、富栄養化項目に重点をおいた調査を昭和56年ごろまで継続して実施した。

瀬戸内海の水質の改善は、国や関係自治体の大きな課題で、法律制定以後いろいろな施策を講じているが、昭和57年から関係する公害研究機関の共同研究事業として瀬戸内海環境情報基本調査（環境管理基本調査として現在に引き継がれている。）がスタートした。これは瀬戸内海の各湾・灘について底質の状況を把握するとともに各種の文献を調査し、水質、底質、生物相等についてデータを集めようとするものである。本県は周防灘、別府湾、豊後水道を担当しており、現在も継続して調査を実施中である。この基本調査と並行して、赤潮の発生メカニズムを解明するための赤潮対策調査も各県公害研究機関の共同研究として実施した。

トリクロロエチレン等の微量化学物質の影響については、かねてから関心を呼んでいたが、昭和58年にその使用実態の調査を開始したところ、一部の工場の周辺地下水から有機塩素化合物が検出された。これを契機に、県下各地の地下水について継続的に調査を実施することになった。

(5) 昭和60年代～平成初年代

昭和60年代に入り、我が国の経済や社会は成熟の度を加え、高齢化、国際化、情報化が一層進展していったが、平成の時代に入ると、バブル経済崩壊後の低成長期、平成9年以降の急激な経済停滞期を迎えることとなった。また、平成元年には、日本人の平均寿命は男女とも世界最長寿となった。

この間、新しい感染症や輸入感染症の発生、輸入食品の増大に伴う食品の安全性の問題、大規模又は広域な食中毒の発生等が、公衆衛生上、重要な課題として出現してきた。

即ち、昭和56年に米国でエイズが発生し、新しい感染症として国際的に注目を集めたが、昭和60年には早くも我が国初のエイズ患者が確認され、年々その数を増やすとともに、感染ルートも多様化し、問題解決の困難さが増した。さらに、昭和62年には我が国で初めてのラッサ熱患者が、平成7年にはアフリカのザイールでエボラ出血熱患者が発生するなど海外との交流が盛んになるにつれ、従来、我が国には存在しなかった輸入感染症の問題が一層身近なものになった。

また、食品流通の国際化、輸入食品の増加が進む中、輸入農産物における農薬のポストハーベスト・アプリケーションによる残留の問題、昭和60年の有毒ワイン事件、昭和61年のソ連原発事故による輸入食品の放射能汚染、平成7年のミネラルウォーター異物混入事件等が相次いで発生し、輸入食品の安全性確保がますます重要な課題となった。さらに、近年のウイルス性食中毒の多発に加え、平成8年には腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生し、その規模の大きさや広域性から大きな社会問題となった。

この年代の地方衛生環境研究所を巡る大きな動きとしては、まず、平成5年11月に環境基本法が制定され、続いて、平成6年7月に地域保健法が制定された。

特に、地域保健法に基づき、厚生省によって「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が示され、こ

の基本指針のなかで、地方衛生研究所は、「地域における科学的・技術的中核機関として再編成し、地域保健に関する総合的な調査研究や地域保健関係者に対する研修を実施していく」とされ、当センターとしても保健衛生及び環境保全分野におけるシンクタンクとしての機能強化、充実が求められている。さらに、平成9年3月には「地方衛生研究所設置要綱」が改正され、衛生研究所は「地域における科学的かつ技術的な中核機関」として位置づけられた。

平成9年1月には食品衛生法施行令が改正され、国際化の流れの中で地方衛生研究所においても、同年4月から食品検査施設の業務管理基準（GLP）が導入され、食品検査部門について、従来の試験検査手法に対し、ソフト、ハードの両面から新たな取組みが求められた。

この年代、**化学関係**では、残留農薬や指定外添加物等の高度な技術を要する試験検査が多くなった。

昭和60年から環境庁委託事業として大分川河口の水質、底質、生物中の化学物質の残留性調査を開始し、食品中の残留抗菌剤についても食肉、食鳥肉、卵、養殖魚の試験検査を始めた。

昭和61年には、問題となっていた船底塗料や漁網防汚剤（TBTO等）について調査を始めた。昭和62年には学校給食用メラミン食器からホルマリンが検出され、翌年には大分県食品衛生指導基準が設定された。

平成元年にゴルフ場使用農薬調査、平成2年にムラサキガイによる有機スズ化合物のモニタリング調査、平成3年には輸入果物ポストハーベスト農薬調査を行った。

平成5年に水道水質の一層の安全性、住民の信頼性の確保を図る観点から超微量化学物質を中心とした新水道水質基準が適用され、検査項目が増大した。また、この年に食品検査では食品中の残留農薬基準の追加による大幅な改正が行われ、残留農薬検査が残留抗菌剤とともに今後の試験検査に大きなウエイトを占めることとなった。

平成6年に緊急輸入米の残留農薬調査、平成7年に硫黄山の噴火に伴う周辺温泉の影響調査、平成8年に魚介類中のホルムアルデヒド調査、平成9年に農作物中の残留農薬一斉分析法の検討、平成13年には畜水産食品中の残留動物用医薬品一斉分析法の検討を開始した。また、平成9年4月1日から食品検査に業務管理基準（GLP）が導入された。

微生物関係では、昭和60年に妊婦における成人T細胞白血病（ATL）について、抗体保有調査を開始した。また、この年の8月に患者数1,146名に及ぶ県下で過去最大のカンピロバクターによる食中毒が発生した。

昭和61年2月、検査技術の全国的なコンサルタントであるレファレンスシステムが発足し、この中で溶血連鎖球菌の九州支部センターを担当し、A群溶血連鎖球菌の精度管理、流行型別調査等を行ってきた。また、平成3年からは佐賀県、熊本県及び沖縄県と共同で、溶血連鎖球菌の共同調査を実施している。

昭和63年には九州各県に先駆けて、つつが虫病リケッチア、ATLV等の取り扱いに必携のバイオハザード対策実験室（P3レベル）を設置した。これにより実験者の安全確保と危険度の高い病原微生物の漏出を完全に防止できるようになった。また、昭和63年には腸炎ビブリオの調査研究を開始した。

平成元年からエイズ検査体制を整備し、スクリーニング並びに確認検査業務を開始した。

平成2年には、昭和57年から実施してきたつつが虫病におけるつつが虫及び野ねずみの抗体分布について、ほぼ全県下の調査を終了した。

腸管出血性大腸菌O157については、当センターでは昭和57年の米国での食中毒発生以来注視してきたこともあり、食中毒が多発した平成8年には検査法をほぼ確立しており、急増する検査依頼に迅速に対応するとともに、保健所検査技術職員への検査法の講習会開催など中核的試験研究機関としての役割を果たすことができた。

大気関係では、昭和60年にアスベスト調査を開始するとともに、地球規模の環境破壊のひとつとして問題となっている酸性雨の調査を開始した。

昭和61年に先端産業地域大気環境調査を行った。また、昭和62年にはチェルノブイリの原子力発電所の事故を機に、県民の放射能に対する不安が高まってきたことから、科学技術庁の委託による環境放射能のモニタリング調査を開始した。

平成4年に三光村の廃タイヤ処理工場火災事件環境影響調査を行った。

平成6年には酸性雨国設測定局が久住町に設置され、環境庁からの委託事業として調査を行った。

平成7年に硫黄山の噴火に伴う周辺大気環境調査、平成8年には新日鐵構内火災に伴う緊急ガス調査や日出町真那井の産業廃棄物処理場の悪臭調査を行った。

平成9年に臼杵石仏の酸性雨影響調査を行った。

水質関係では、昭和60年にトリクロロエチレン等化学物質水質実態調査を行い、昭和63年に有機スズ化合物海域汚染実態調査を行った。

平成元年には地下水の水質監視を開始し、平成2年からゴルフ場に散布する農薬の環境への影響を監視してきた。また、平成3年からは酸性雨の環境に及ぼす影響のうち、湖沼の水質への影響について研究を行った。

平成3年末に発生した廃タイヤや処理工場の火災事件では、平成4年にかけてその環境影響調査を実施した。平成4年には水生生物調査も行った。

水道水質に関する基準の拡大強化を踏まえ、環境庁では平成5年3月水質環境基準の健康項目等について大幅な見直しを行い、有害物質による公共用水域への汚染の対応を強化する方針を打ち出した。これに即応するため、検査体制の整備や技術の向上を図った。

また、平成7年には環境庁の委託を受けて、別府湾底質貧酸素化対策調査等も行った。

(6) 平成10年代

「環境の世紀」といわれる21世紀に入ると、環境負荷の低減や廃棄物等のリサイクル、地球温暖化対策、さらにはダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質や環境汚染物質の問題に至るまで広範囲にわたり、社会経済活動に根ざした環境問題への対応が、これまで以上に重要な課題となってきた。

このため、県では、平成11年を「環境元年」と位置づけ、「環境にやさしい大分県（エコおいた）」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進することとした。

一方、平成元年には、日本人の平均寿命は男女とも世界最長寿となり、平成12年の統計では、我が国高齢者の人口比率は17.3%に達し、本格的な少子・高齢化社会に突入した。

この年代、**企画・管理関係**では、調査研究について、より客観的な評価を行うことを目的に、平成16年3月に「大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱」を定め、学識経験者等外部委員の参画による外部評価委員会を置く新しい調査研究評価制度を導入した。

化学関係では、平成7年の地下鉄サリン事件、平成10年の和歌山カレー毒物事件等の危機管理に対応して、平成10年から毒劇物迅速検査マニュアルの作成を開始した。

また、平成10年からは飲用温泉の分析及び利用実態アンケート調査、平成13年からは大分医科大学等と温泉泥（ファンゴ）の製品化及び医療効果に関する共同研究を開始した。温泉分析は、温泉法の改正により平成14年から登録分析機関制度に移行した。

平成13年の冷凍ハウレンソウ残留農薬問題等が相次いで発生し、輸入食品の安全性確保がますます重要な課題となった。

平成15年には「健康の保護」という、より高い目標設定とそれを実現するための「必要な規制その他の措置」という行政の役割を明確化した食品衛生法の改正と食品安全基本法の制定があった。また、およそ全ての残留農薬等に基準を設定するポジティブリスト制度を平成18年以降適用する告示があった。それを受け、高速で多項目を一斉に分析できる高速液体クロマトグラフ質量分析装置を導入した。

平成16年には、食品中に残留する農薬等に関してポジティブリスト制度が平成18年5月から導入され、これまで残留基準のない農薬にも0.01ppmの一律基準が設定されることとなった。これにより多成分を一斉に分析できる方法の確立が急務になったことから残留農薬の一斉分析法に関する研究に着手した。

平成17年は大分県食の安全・安心推進条例が施行され、大分県食品衛生監視指導計画により、収去検査を行うことで、食の安全を総合的かつ計画的に実施するようになった。

平成18年は、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の施行を前に、ガスクロマトグラフ質量分析装置も導入した。

平成19年は、中国産冷凍ギョーザ農薬混入事件に関連した危機対応に迫られ、急遽79検体の中国産冷凍ギョーザの有機リン系農薬検査を実施した。

微生物関係では、平成11～12年には乾燥イカ菓子によるサルモネラ食中毒や乳製品中の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が発生し、その規模の大きさや広域性から大きな社会問題となった。

平成11年には乾燥イカ菓子によるサルモネラ食中毒が全国各地で発生したが、本県でも中学校及び散発の患者発生があり、同菌の検出を行った。また、平成12年には、雪印乳業食中毒事件の患者喫食乳製品から黄色ブドウ球菌毒素を定量検出した。西日本で多くの患者を出し、社会問題化したこの事件で毒素を定量検出したのは、大阪府と本県など3機関で、原因究明に寄与するところが大きかった。

平成11年に九州におけるエンテロウイルスの流行予測に関する研究、平成12年には、髄膜炎菌性髄膜炎の研究、腸管出血性大腸菌O157等の検査法の標準化及び画像診断化に関する研究を、九州各地研等との共同研究として実施した。

また、平成11年4月には感染症新法が施行され、地方衛生研究所の果たすべき役割のひとつとして、健康危機管理への迅速な対応が求められた。

平成14年にはアジア等でSARS患者が発生するなど海外との交流が盛んになるにつれ、従来、我が国には存在しなかった輸入感染症の問題が一層身近なものになった。

平成16年2月に大分県で初めての高病原性鳥インフルエンザが九重町で発生したが、この時防疫作業に従事した職員に対しての健康調査を行った。

平成17年に臼杵市の複合社会福祉施設で大腸菌O157による大規模な集団発生があり、保健所と協力して検査を実施した。

平成19年5月に由布市内の保育園・幼稚園・小学校における大腸菌O111集団発生があり、保菌者の調査を実施した。同年の秋から冬にかけて生食用生鮮食品を共通食とする原因不明の食中毒疑い事件が多発した。平成19年11月以降ノロウイルスGII/4変異株による食中毒、感染症集団発生が多発し、翌年1月まで検査に追われた。全国的にも同様の流行状況であった。

大気関係では、平成11年には大気環境中の有機炭素化合物調査を行った。また、平成11年からは、環境ホルモン等化学物質調査研究事業の一環として、大気中のベンゾ[a]ピレン類、フタル酸エステル類、農薬等の分析法検討及び調査を実施した。

また、平成12年1月にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、当センターでも同年からダイオキシン類の分析を開始した。

平成15年度には浮遊粒子状物質濃度が上昇する時期と黄砂飛来との関係を調査した。

平成15年には、河川水中のダイオキシン類濃度の年間変動を調査し、変動幅やその要因について検討、調査時期や調査回数を確定するための基礎資料を得た。

平成16年度は河川中のダイオキシン類濃度が年間でどのように変化するか、変動の要因を調査した。

平成17年度はアスベスト問題を受け、県関係の施設のアスベスト濃度の調査を行った。また、過去行った環境中のダイオキシン類の同族体・異性体の組成解析を行った。

なお、平成18年度から機構改革により、大気部は、大気・特定化学物質担当となり、ダイオキシン類等の化学物質の分析も担当することとなった。

水質関係では、平成10年に環境基準項目の見直しが行われ、ふっ素、ほう素等3項目が追加された。

さらに、このころ、環境省が「環境ホルモン戦略計画speed'98」を定め、内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）問題に乗り出すと共に、環境リスクに関する知見の集積が必要な物質として要調査項目300項目を定め、環境や水生生物への影響を検討することとなった。これに伴い、この後、基準項目や要監視項目が増加した。

平成15年には、環境基準の要監視項目として塩化ビニルモノマー等5項目、水生生物の環境基準として全亜鉛、要監視項目としてクロロホルム等3項目が追加された。これらの項目については、次年度から測定計画の中で調査を実施した。

また、土壤汚染の問題も大きな社会問題となり、平成14年に土壤汚染対策法が施行されたことに伴い、溶出試験等の調査を実施してきた。

調査研究では、平成11年から、環境ホルモン等化学物質調査研究事業として、水質、底質中の有機スズ

化合物に関する調査を行うと共に、平成14年からは、富栄養化の進んだダム湖について生態系を利用した水質改善に関する研究や準絶滅危惧種であるカワノリ生育地の環境調査の研究を行った。

このような中、当センターは平成15年2月に新庁舎が完成、移転し、新たなスタートを切った。

(7) 平成20年代

この年代に入り新型インフルエンザ、口蹄疫、鳥インフルエンザなど、毎年のように県民の安全と安心を脅かす事例が多発している。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、環境放射能監視体制の強化が必要となった。

一方、「ポスト団塊の世代」の退職期とあいまって、技術職員の年齢構成が大きく変わり、若手職員の比率が増大し、人材育成が喫緊の課題となった。また、再雇用制度により試験研究に関する技術と経験を活用するため、当センター退職技術職員の再雇用が実施され、その人数も漸増し、若手職員の人材育成の一端を担う役割を果たしている。

この年代、**企画・管理関係**では、最先端の専門的な知識及び試験・検査技術を維持し、研究員一人ひとりの分析技術を向上させるため、平成23年に「衛生環境研究センター派遣研修事務処理要綱」を定めた。

化学関係では、平成20年、全国で事故米を原料とした加工食品の流通が判明したことから、輸入食品安全確保対策事業として、主に学校給食等で用いられる業務用の輸入加工食品を対象として、44検体の残留農薬検査と35検体のカビ毒検査を実施し、安全を確認した。

平成22年には、平成20年クワズイモの誤食による食中毒が発生したことにより、食中毒や健康被害の発生に備えて、自然毒や化学物質及び健康食品中の医薬品成分等を迅速かつ正確に検出するための検査マニュアルを整備した。また大分県食品表示モニターによる食品買上げ検査を2年間実施した。

この年、地方衛生研究所であっても、平成25年12月までに農薬等に関する試験法の妥当性評価を完了するよう通知があり、翌平成23年に、農薬及び動物用医薬品に関する試験法の妥当性評価を開始した。

平成24年は、GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）調査要領に基づき、組織や品質マニュアル等を整備し公的認定検査機関としてその認定を受けた。

微生物関係では、平成20年に大分国体関連の民泊調理従事者検便検査に協力した。

平成21年1月に杵築市の保育園で大腸菌O121感染症集団発生があった。5月に県内で新型インフルエンザH1N1pdmが発生し、全数検査、集団発生検査、定点検査・重症例検査等を順次実施した。同年、コロナバクテリウム・ウルセランスの調査研究を国立感染症研究所と協力して実施した。

平成22年はヒラメの寄生虫であるクドア・セブテンpunkタータの調査研究を開始し、食中毒との関連性、汚染状況の把握、感染経路の推定などの調査を全国に先駆けて実施した。4月から7月にかけて宮崎県で口蹄疫が発生し、大分県でも厳重な防疫体制をとった。8月には九重町のホテルでサルモネラ・エンテリティディスによる大規模な食中毒が発生した。

平成23年1月に宮崎県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、2月には大分市の養鶏場でも発生した。当センターは野鳥の検査を実施し、オシドリ、カラス、アオサギなどからウイルス遺伝子を検出した。6月にクドア・セブテンpunkタータとサルコシステイス・フェアリーがそれぞれ生食用生鮮食品のヒラメと馬肉に関連した食中毒の原因物質とされ、これらの食中毒防止対策が進んだ。

平成23年に生食用食肉の規格基準改正、平成24年に生食用牛レバーの提供が禁止され、これらによる食中毒の防止対策が図られた。8月下旬から10月にかけて県北地域で大腸菌O157による感染症が多発し、食中毒も発生した。11月に由布市において第46回腸炎ピブリオシンポジウムを開催した。

平成20年から平成24年にかけて研究員3名が大分大学と産業医科大学において博士（医学）の学位を取得した。

大気・特定化学物質関係では、近年、光化学オキシダント予報、注意報が発令される等、光化学オキシダント濃度が、増加傾向にあることから、平成21年度、光化学オキシダントの発生メカニズムの検討を行い、引き続き平成22年度、早朝における高濃度事例の解析を行った結果、中国大陸からの移流の影響が推測さ

れた。

平成23年3月11日、東北地方・太平洋沖地震に伴い福島第一原子力発電所からの放射性物質飛来の影響を把握するため、文部科学省からの指示で3月12日から12月27日までの間、環境放射能調査の強化を行った。その結果、事故直後は、降下物から人工放射性核種がごく微量検出されたが、それ以降は検出されていない。

水質関係では、東京で起きた温泉利用施設におけるメタン爆発事故に伴い、温泉法が改正され、平成20年から温泉施設においてメタンガス測定が義務づけられると共に、その後、再び改正された温泉法に基づき、定期的な温泉の成分測定が義務づけられたため、温泉の調査・測定が増加した。

また、平成21年に公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部が改正され、公共用水域では1,4-ジオキサンの1項目、地下水では塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの3項目が追加された。

さらに、平成24年には水生生物の保全に係る環境基準項目が改正されノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の2項目、要監視項目として4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールの3項目が追加された。このように、近年は頻繁に環境基準の見直しが行われており、水質における環境基準項目や要監視項目が増加し、今後も項目の追加が見込まれるため、効率的な検査体制の構築が求められている。

県民の安全と安心を確保するため、地域における専門の試験研究機関として、また、県民の期待に応えられるよう、本県の保健・衛生・環境行政における科学的、技術的中核機関として、求められる役割を果たすことができるよう、更に、努力していきたい。

■センター年表

年 度	主な出来事、調査研究等
昭和26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県衛生研究所発足 ・玖珠地方で大規模な赤痢の集団発生 ・防疫主体、特に赤痢菌の検査 ・日常の検査として食品、飲料水、医薬品の化学分析 ・ワッセルマン反応検査の認可
昭和27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・機構整備（化学4名、細菌5名、庶務4名、所長の計14名体制） ・米軍の麻薬覚醒剤事件 ・姫島等で、相次ぐ赤痢の集団発生 ・細菌の業務は赤痢、結核、性病、飲料水、食品等
昭和28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎完成、移転 ・国鉄の依頼で日豊、久大、豊肥各沿線の飲料水一斉検査 ・日田、玖珠の大水害 ・連日赤痢検便 ・黄変米事件
昭和29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務、試験検査の2係制 ・別府湾のイベリット弾（毒ガス弾）引き上げ除去に伴う水質調査 ・ビキニ環礁の水爆実験による魚の放射能問題
昭和30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライミルク砒素事件 ・合成樹脂の食器類からホルマリンを検出 ・パラチオンの分解過程、紫外線・アルカリの影響等についての研究（日本で唯一のパラチオン（農薬）製造工場が鶴崎にあった。） ・地方衛生研究所段階で結核菌の蛍光染色法を開始 ・動物舎の建築
昭和31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・係長制導入 ・温泉分析を開始 ・陶器の染色料の検査で鉛を検出 ・レプトスピラの調査を開始
昭和32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス学の発展、ウイルス検査の開始 ・日本脳炎（補体結合反応）、インフルエンザ（赤血球凝集抑制反応）の血清反応検査 ・鶏卵培養法によるインフルエンザウイルス分離の成功（世界的に「アジアかぜ」が大流行） ・別府観光港附近の温泉から砒素を検出、調査を開始
昭和33年度	<ul style="list-style-type: none"> ・機構整備（化学試験、細菌検査の2課制） ・湯布院町の「国民保養温泉地」指定のための予備調査 ・「水質基準に関する省令」公布に伴う保健所検査室職員の研修 ・浴場、洗浄器「オリゴナー」の効果に対する調査 ・「売春防止法」の施行に伴う業態婦の事前検血の実施 ・赤痢の薬剤耐性菌の出現に伴う耐性検査法の強化、希釈法の導入 ・厚生省が3ヶ年計画で赤痢の全国断面調査を開始 ・梅毒検査に定量法を追加
昭和34年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民保養温泉地」の指定を湯布院町が申請 ・大野、臼杵でジフテリア菌を検出 ・山香、津久見で食中毒発生 ・学校給食用カナダミルクの検査等
昭和35年度	<ul style="list-style-type: none"> ・赤痢薬剤耐性菌の出現 ・赤痢の耐性菌（分離631株中20株）を県下で初めて検出 ・大分県の地方病として、2ヶ年計画で「肺吸虫症」対策を開始 ・結核の薬剤耐性検査を開始 ・日田で赤痢の集団発生（規模の大きさでは屈指） ・北海道でポリオ（小児麻痺）大流行

年 度	主な出来事、調査研究等
昭和36年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的にポリオが大流行、厚生省がソ連製生ワクチンを緊急輸入（県のワクチン受入れ機関となる。） ・病原性好塩菌食中毒措置要領の公布（病原性好塩菌（後に腸炎ビブリオ）が、食中毒原因菌に加えられる。） ・乳酸菌飲料の規格設定（乳酸菌飲料に対する規格が定められ、以後2、3年間はこれらの検査に追われる。） ・県特産の「はちみつ」、「湯の花」の規格について検討を開始
昭和37年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ対策（昭和35以降、コレラが朝鮮半島まで侵入） ・犬飼で集団赤痢の発生 ・九州地区結核研修会を開催
昭和38年度	<ul style="list-style-type: none"> ・癩（かい）への昇格 ・新産都の小中島川埋立て計画が実施段階へ ・「肺吸虫症」に次いで、国東半島と県南地区住民を対象に「フィラリア調査」を開始（2ヶ年計画で4万名の血液検査を実施） ・別府に宿泊した韓国旅行者が、小川型コレラ菌の保菌者と判明（それに伴う防疫作業の実施） ・竹田保健所管内で炭疽が発生 ・2月から国産ポリオ生ワクチンが流通
昭和39年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の2階半分を増築 ・「新産業都市」の指定により、臨海工業地帯の土地造成、工場誘致が本格化 ・自主研究として、二酸化鉛法による亜硫酸ガス（SO₂）測定（12定点）と降下ばいじん測定（4定点）を開始（毎月） ・別府湾事前調査、火力発電に伴う事前調査、大気汚染事前調査 ・インフルエンザB天草型流行後の抗体調査 ・日本脳炎HI検査（赤血球凝集抑制反応）を開始
昭和40年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染事前調査（ハイポリウムエアサンプラー8台、ハンディサンプラー7台、オートマチックシークエンシャルサンプラー12台を使い、19地点で県と厚生省の合同調査を実施） ・日本脳炎流行予測事業の実施 ・牛乳検査を実施し、県産乳の実態を把握 ・抗生物質の検査
昭和41年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務、化学試験、細菌検査の3課制 ・第21回国民体育大会を夏・秋ともに大分県で開催（赤痢、食中毒対策） ・日本脳炎の大流行（届出患者118名、県民1万人に1人という戦後2番目の大流行） ・「ポリオ流行予測」調査を緒方、鶴見地区で実施 ・トキソプラズマ症の研究 ・「ざぼん漬」漂白剤の指導
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・化学性食中毒の多発（弁当のおかずによるヒスタミン中毒、漬物の銅の多量使用による中毒、過酸化物の多いラーメンによる食中毒等） ・大気汚染監視体制の強化 ・第2回大気汚染事前調査を実施
昭和43年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カネミライスオイル事件への対応 ・ガスクロマトグラフの購入（九州地衛研で初めてECD検出器を導入、厚生省主催の東九州地区「残留農薬分析講習会」を大分で開催） ・「渡り鳥による日本脳炎ウイルスの国内持込みの可能性についての調査」を水の子灯台で実施（以後7年間） ・H3N2タイプの香港かぜインフルエンザが、翌年にかけて猛威（その後、昭和51年までの約10年間、A型ウイルスとして君臨） ・昭和41年の別府食中毒で分離した腸炎ビブリオ（好塩菌）を、標準株No.49、No.50として登録（腸炎ビブリオ調査会）

年 度	主な出来事、調査研究等
昭和44年度	<ul style="list-style-type: none"> ・発癌性による禁止で、人口甘味料のサイクラミン酸ナトリウム（チクロ）検査が殺到 ・奥嶽川のカドミウム汚染（国会で取り上げられ、清川村住民の第1回住民健康調査を実施） ・原子吸光分析器の購入（厚生省委託による尿及び米等のカドミウム分析） ・地熱発電の排水中の砒素調査 ・日本脳炎研究が本格化（ウイルスの越冬調査として、渡り鳥、冬眠コウモリ、蛇、トカゲ等を調査）
昭和45年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎完成、移転（庶務課、試験検査部、細菌検査部の2部1課制） ・特産品「しいたけ」の分析 ・風疹の流行予測調査を県単事業で開始
昭和46年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公害検査部発足（3部1課制） ・地熱発電の排水中に砒素検出（前後5回にわたって河川、魚類、毛髪等について調査） ・有機塩素系農薬の残留汚染調査（この頃、マツクイムシ害虫防除に農薬を使用） ・厚生省の母乳及び血液中の有機塩素剤調査に参加（昭和46年、47年の2回にわたり全国一斉調査） ・北九州市ライスオイル事件に端を発するPCB汚染の報道で、検査が殺到 ・大分川河口のうなぎから高濃度のPCBを検出
昭和47年度	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水検査等の急増（飲料水検査のほか、水質汚濁、大気汚染、食品公害等次々に汚染が広がり、検査業務が急増） ・休廃止鉱山の排水影響調査 ・医薬品の製造承認（一部かぜ薬） ・公共水域等公害関係で細菌検査が急増 ・日本脳炎、食品の抗生物質残留、猿の腸内細菌、寄生虫卵の検索等について調査研究
昭和48年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公害研究棟の完成、大分県公害衛生センター発足（10部1課制） ・大気汚染監視テレメータ装置を県庁から移設し、測定局を増設（オキシダントの常時監視を開始） ・コウモリの日本脳炎ウイルス越冬調査により、横瀬ウイルスを発見 ・住友化学の火災に伴う周辺環境調査及び魚中の農薬・重金属調査 ・地熱発電所排水による魚介類中の砒素汚染調査 ・製錬所周辺の重金属調査や住民健康調査 ・製紙工場周辺のPCB調査 ・食品衛生監視機動班が設置
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ・水島重油流出事故関連で魚介類中の油分、多環芳香族化合物の調査 ・乙津川の水銀汚染調査 ・中小企業の排水基準違反が続発 ・大分県初の光化学スモッグ予報発令
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・新産都2期計画背後地住民健康調査（重金属摂取量等） ・馬肉によるサルモネラ集団食中毒事件 ・風疹が全国的に大流行（～51年） ・乙津川及び上浦港（佐賀関）における底質の浚渫調査並びに監視 ・旅館業等排水実態調査
昭和51年度	<ul style="list-style-type: none"> ・九州衛生公害技術協議会の発足（第1回日を福岡県で開催） ・環境庁委託による化学物質環境調査 ・大分市背後地（野津原町、三重町）の大気環境調査 ・瀬戸内海一斉調査 ・産業廃棄物有害物質調査
昭和52年度	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源監視テレメータ始動 ・女子中学生の風疹ワクチン接種を開始 ・地方衛生研究所全国協議会合同調査による血中重金属調査 ・瀬戸内海の栄養塩削減計画に伴う磷一斉調査 ・光化学大気汚染バックグラウンド調査 ・生活雑排水によると思われる都市内河川の汚濁が表面化

年 度	主な出来事、調査研究等
昭和53年度	<ul style="list-style-type: none"> ・清川村のカドミウム汚染要観察地区住民の健康調査 ・マツクイムシ防除のための農薬空中散布に伴う安全確認調査 ・ベトナム難民の検便検査により赤痢菌、虫卵を検出 ・佐賀関地域大気環境調査 ・生活系による都市内小河川の汚染が顕在化
昭和54年度	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法改正に伴う「保健所試験検査体制検討委員会」による業務の見直し ・九州衛生公害技術協議会を別府市で開催 ・砒酸鉛のミカン栽培への不正使用に伴うジュース中砒素の濃度調査 ・九州横断高速道路建設に伴う大気調査
昭和55年度	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水中のトリハロメタン汚染が問題化、暫定基準の設定 ・新日鐵ばいじんが表面化 ・地熱発電による大気汚染防止基礎調査 ・地方衛生研究所全国協議会合同調査による飲料水無機成分調査
昭和56年度	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベランス事業の開始 ・水道水のトリハロメタン制御目標の設定 ・腸チフス患者の発生（宇佐市）、赤痢患者の発生（日田市） ・中津地域糞焼公害大気環境調査の開始 ・第2次水質汚濁総量削減計画に伴う発生負荷量調査 ・プロピレングリコールの規格基準設定に伴う実態調査
昭和57年度	<ul style="list-style-type: none"> ・つつが虫病の調査研究開始 ・北大バイパス高速道路建設に伴う大気環境調査 ・新日鐵背後地粉じん調査 ・大気環境有害物質調査 ・瀬戸内海環境情報基本調査の開始 ・周防灘底質調査 ・ニコチン酸アミドの違反使用に伴う調査
昭和58年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国でトリクロロエチレン等による地下水汚染が問題化（県でも地下水汚染実態調査を実施） ・紙パルプ産業地域大気環境調査 ・ビブリオの海域、河川調査 ・成人T細胞白血病（ATL）の抗体保有調査を開始 ・貝毒モニタリング調査を開始
昭和59年度	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県産「からし蓮根」によるボツリヌス食中毒事件の発生（県内でも6名の患者が発生、ボツリヌス菌・毒素を検出） ・フグ肝臓の除毒試験（伝統的調理法による除毒効果の判定試験）の実施（以後、「フグ毒に関する調査研究」を開始） ・水道水のトリクロロエチレン等の暫定基準の制定 ・トリクロロエチレン等3物質使用実態調査を開始 ・ニッケル発生源等対策調査
昭和60年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国でヨーロッパ産ワインのジエチレングリコール混入事件が問題化（県でも輸入ワインの混入調査を実施） ・郊外レストランでカンピロバクターの集団食中毒事件が発生 ・大分川河口の水質、底質、生物中の化学物質の残留性調査 ・食品中の残留抗菌剤の試験検査を開始 ・酸性雨の調査を開始 ・未規制物質（アスベスト）モニタリング調査 ・トリクロロエチレン等化学物質水質実態調査 ・妊婦における成人T細胞白血病（ATL）についての抗体保有調査
昭和61年度	<ul style="list-style-type: none"> ・希少感染症レファレンスシステム発足に伴い、本県が希少感染症レファレンスの九州支部センターとなる（溶血レンサ球菌の調査を実施） ・船底塗料や漁網防汚剤（TBTO等）の調査を開始 ・先端産業地域大気環境調査（日出町） ・クリーニング場周辺地下水のテトラクロロエチレン汚染

年 度	主な出来事、調査研究等
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> ・科制の導入（10部1課8科制） ・大分市内の大気汚染監視業務を大分市に移管 ・学校給食用食器規格試験によりメラミン食器からホルマリンを検出 ・環境放射能のモニタリング調査を開始
昭和63年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県食品衛生指導基準の設定 ・バイオハザード対策実験室（P3施設）の設置 ・腸炎ビブリオ病原性に関する調査研究を開始 ・悪臭物質簡易測定法検証調査 ・有機スズ化合物による海域汚染調査
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回日本感染症学会西日本地方大会を大分市で開催 ・エイズ検査を開始 ・九州・沖縄地方の酸性雨共同調査を開始 ・地下水の常時監視を開始 ・ゴルフ場使用農薬調査を開始
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・11年ぶりに日本脳炎真性患者の発生 ・第15回九州衛生公害技術協議会を別府市で開催 ・ムラサキイガイによる有機スズ化合物のモニタリング調査 ・ゴルフ場排水中の農薬調査を開始
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県衛生環境研究センターに名称変更（5部2課制） ・保健所検査室等の精度管理事業を開始 ・三光村で大規模なタイヤ火災事故が発生（廃油調査、周辺井戸調査を実施） ・酸性雨全国調査を開始 ・輸入果物ポストハーベスト農薬調査 ・溶血連鎖球菌の共同調査を開始（佐賀、沖縄） ・SRSVによる集団下痢症の発生 ・酸性雨の湖沼の水質への影響について調査
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア産ウオッカ及び輸入ワインの有害物質調査 ・アデノウイルスの調査研究を開始 ・大気中有機塩素化合物調査を開始 ・三光村のタイヤ火災による大気環境調査 ・水生生物調査
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の水質基準の大幅改正による検査項目の増大 ・姫島産車エビの病原ビブリオ調査 ・環境基本法制定（公害対策基本法廃止） ・県下における空間線量率調査 ・芹川ダム富栄養化機構に関する調査
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健法の制定 ・食鳥及び鶏卵における食中毒起因菌の感染防止に関する調査研究を開始 ・緊急輸入米の残留農薬調査 ・酸性雨国設久住測定局の設置 ・臼杵市河川の赤潮調査
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山の噴火に伴う周辺温泉の影響調査、大気環境調査 ・海外旅行者等によるコレラ患者の多発 ・別府湾底質貧酸素化対策調査
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・病原性大腸菌O157感染症の全国的な大流行（本県でも11名の患者発生） ・新日鐵構内火災に伴う緊急ガス調査 ・日出町真那井の産業廃棄物処理場の悪臭調査 ・魚介類中のホルムアルデヒド調査

年 度	主な出来事、調査研究等
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁の組織改正で生活環境部が発足 ・地域保健法の施行、地方衛生研究所設置要綱の改正 ・有害大気汚染物質の分析を開始（大気汚染防止法の改正） ・第18回衛生微生物技術協議会を別府市で開催 ・小型球形ウイルスが食中毒原因物質となる（食品衛生法の改正） ・食品検査に業務管理基準（GLP）が導入される ・病原性大腸菌O157感染症の菌学的特性に基づいた動向調査に関する研究を開始 ・臼杵石仏の酸性雨影響調査 ・農作物中の残留農薬一斉分析法の検討
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山カレー毒物事件など毒劇物混入食中毒の多発 ・毒劇物迅速検査マニュアルの作成 ・飲用温泉の利用実態アンケート調査 ・大分地域における健康・栄養状況等の評価に関する調査を開始 ・アオコ形成藻類の動態調査及び毒性に関する研究を開始 ・「西日本産フグの毒性に関する研究」により長崎大学から学位の授与（微生物部 瀧佑一主幹研究員）
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症新法の施行 ・第25回九州衛生環境技術協議会を大分市で開催 ・環境ホルモン等化学物質調査研究事業を開始 ・乾燥イカ菓子によるサルモネラ食中毒が全国で多発（本県でも集団及び散発患者が発生） ・九州におけるエンテロウイルスの流行予測に関する研究を開始 ・大気環境中の有機炭素化合物調査 ・ダイオキシン類分析のための特定化学物質分析棟を新設、分析準備開始 ・ダイオキシン類対策特別措置法の施行
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・企画・特定化学物質部を新設（6部1課制） ・ダイオキシン類の分析を開始 ・雪印乳業の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が多発（本県でも製品から毒素を検出） ・髄膜炎菌性髄膜炎の発生动向調査及び検出方法の共同研究を開始 ・パルスフィールド電気泳動法の標準化及び画像診断を基盤とした分散型システムの有効性に関する共同研究を開始
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の移転、建て替え作業の開始 ・大気汚染テレメータシステムの佐賀関町神崎局を廃止し、日田局を設置 ・温泉泥（ファンゴ）の製品化に関する共同研究を開始 ・畜水産食品中の残留動物用医薬品一斉分析法の検討 ・環境省委託の瀬戸内海環境情報基本調査で瀬戸内海の底質及び生物調査を実施（～17年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部の管理課廃止（6部制） ・温泉法の改正により、指定分析機関から登録分析機関に移行 ・中国産冷凍野菜の残留農薬検査及び指定外食品添加物検査で、違反品を検出 ・芹川ダムの水質改善に関する共同研究を開始 ・高江ニュータウンに新庁舎が完成、移転
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱の制定、大分県衛生環境研究センター外部評価委員会設置 ・環境月間行事として、6月に判田小学校の生徒を対象に体験学習を実施 ・食品衛生法の改正、食品安全基本法の制定 ・残留農薬等に関するポジティブリスト制度告示 ・大気環境測定車「あおぞら」が事業担当課（環境保全課）から更新、管理換え ・黄砂飛来時の浮遊粉じんの粒径分布の調査 ・土壌汚染対策法が施行され、水質部が検査を開始

年 度	主な出来事、調査研究等
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・企画・特定化学物質部兼務主幹研究員制廃止 ・残留農薬の一斉分析法に関する研究着手 ・九重町で高病原性鳥インフルエンザが発生（関係者の健康調査実施） ・大気汚染防止法改正（揮発性有機化合物（VOC）の測定項目追加） ・旧佐賀閩測定局を大分市に移管 ・水生生物の保全に係る環境基準項目として全亜鉛が設定され調査を開始
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分県行財政改革プラン」（平成16年3月策定）により職員定数の見直し（職員定数39人体制） ・大分県食の安全・安心推進条例の施行 ・臼杵市の複合社会福祉施設で大腸菌O157による大規模な集団発生 ・環境におけるダイオキシン類の同族体異性体組成について平成10～17年度の結果を解析 ・芹川ダムの生態系を利用した水質改善（淡水赤潮対策）についての研究
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正により部制を廃止し、スタッフ制に移行（5担当制、職員定数38人体制） ・残留農薬等に関するポジティブリスト制度の施行 ・ろ紙吸光法による河川水質評価手法の検討 ・大分県内におけるカワノリ生育地の水環境について研究
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分県行財政改革プラン」により業務と職員定数の見直し（職員定数35人体制） ・第34回環境保全・公害防止研究発表会を大分市で開催 ・全国環境研協議会廃棄物小委員会の研究発表会を廃棄物学会（現 廃棄物資源循環学会）と共催によりつくば市で実施 ・中国産冷凍ギョーザ農薬混入事件発生、中国産冷凍ギョーザの有機リン系農薬検査 ・由布市内の幼稚園・保育園・小学校における大腸菌O111感染症集団発生 ・生食用生鮮食品を共通食とする原因不明の食中毒疑い事件が多発 ・ノロウイルスGⅡ/4変異株による食中毒、感染症集団発生の多発 ・県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づく初めての光化学オキシダント注意報発令 ・大気汚染常時監視テレメータシステムを事業課（環境保全課）が更新、センターに管理換え ・発生源常時監視テレメータシステム廃止（大分市が新たに設置） ・第1回アジア・太平洋水サミットに参加 ・組織改正により温泉測定業務が水質担当に移管 ・温泉法の改正で、温泉成分の定期的な分析義務が開始
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分県行財政改革プラン」により業務と職員定数の見直し（職員定数33人体制） ・事故米不正転売事件 ・輸入食品安全確保対策事業で学校給食用輸入加工食品の検査 ・「大分県におけるつつが虫病の疫学的解析」により大分大学から学位の授与（微生物担当、小河正雄主幹研究員） ・大分国体に関連した民泊調理従事者の検便検査に協力 ・河川水中のダイオキシン類濃度に係る調査研究実施 ・産業廃棄物処分場の火災事故による調査開始 ・温泉法の改正で、メタンガス（可燃性天然ガス）測定追加
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分県行財政改革プラン」により業務と職員定数の見直し（職員定数31人体制） ・第35回九州衛生環境技術協議会を大分市で開催 ・杵築市の保育園で大腸菌O121感染症集団発生 ・新型インフルエンザH1N1pdm発生し、県内でも流行 ・コリネバクテリウム・ウルセランスの調査研究実施 ・微小粒子状物質（PM2.5）について環境基準告示 ・大分県における高濃度光化学オキシダント発生メカニズムの検討 ・大気汚染常時監視局を豊後大野市に事業課（環境保全課）が設置、センターに管理換え ・水質の環境基準項目として、1,4 ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加

年 度	主な出来事、調査研究等
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第61回地方衛生研究所全国協議会九州支部総会、第37回全国環境研協議会九州支部総会を別府市で開催 ・ 大分県食品表示モニター業務に係る食品買上げ検査 ・ 化学物質による食中毒への危機管理対応に関する研究 ・ 農薬等に関する試験法の妥当性評価告示 ・ ヒラメの寄生虫クドア・セブテンpunkタータの調査研究開始 ・ 九重町のホテルでサルモネラによる大規模食中毒発生 ・ 宮崎県で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ発生 ・ 大分市で高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥検査実施） ・ 「日本の下痢症患者及び健康者由来eae保有大腸菌におけるNon-LEE病原性アイランドの病原性関連遺伝子の分布」により大分大学から学位の授与（微生物担当、成松浩志主幹研究員） ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故発生に伴う環境放射能水準調査のモニタリング強化（平成23年3月12日～平成23年12月27日） ・ 早朝における光化学オキシダント高濃度事例解析 ・ 水質汚濁防止法の改正により、有害物質を貯蔵・使用する施設における事故時の措置の対応強化や排出水の測定についての義務づけ開始 ・ 衛生環境研究センター派遣研修事務処理要綱の制定
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務と職員定数の見直し（職員定数30人体制） ・ 大分県食品表示モニター業務に係る食品買上げ検査 ・ 農薬等に関する試験法の妥当性評価開始 ・ クドアとサルコシステイスが食中毒の原因物質に追加 ・ 生食用食肉の規格基準改正 ・ 環境放射能モニタリングポスト4カ所を文部科学省が増設（5カ所体制） ・ 環境基準改正により、公共用水域及び地下水のカドミウムの基準を強化 ・ 大分県における温泉の泉質についての研究
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ GMP調査要領に基づく公的認定検査機関として認定 ・ 由布市で第46回腸炎ビブリオシンポジウム開催 ・ 牛生レバーの提供禁止 ・ 北部保健所管内で同一感染源が推定される大腸菌O157感染症多発 ・ 「市販流通食肉が市中型MRSAの感染媒体である可能性の検討」により産業医科大学から学位の授与（微生物担当、緒方喜久代主幹研究員） ・ 大気環境測定車「ほしぞら号」を事業担当課（環境保全課）が更新、センターに管理換え ・ 微小粒子状物質（PM2.5）測定機を事業課（環境保全課）が県西部振興局に設置、センターに管理換え ・ 事業課（環境保全課）が大分県PM2.5に関する注意喚起の暫定実施要領制定 ・ 水生生物の保全に係る環境基準としてノニルフェノール等2項目、要監視項目としてアニリン等3項目が追加